

私たちのまちの大事な課題に
私たちの声を直接とどける

「多様性を認め合う支えあいの
まちづくり」に向かって

武蔵野市 住民投票条例(案)に賛成です!

住民投票条例案ここまでの経過

今、武蔵野市議会では「武蔵野市住民投票条例(案)」の審議が進められています。これは、2020年3月に**全会一致で成立した「自治基本条例」**の中で住民投票制度が設けられたことを受け、その具体的な運用ルールを定めるために制定が求められているものです。私たちは、この「住民投票条例(案)」が掲げる「多様な市民の声に耳を傾け、市民自治をさらに前に進める」という理念に賛同し、市議会での建設的議論により成立することを望んでいます。

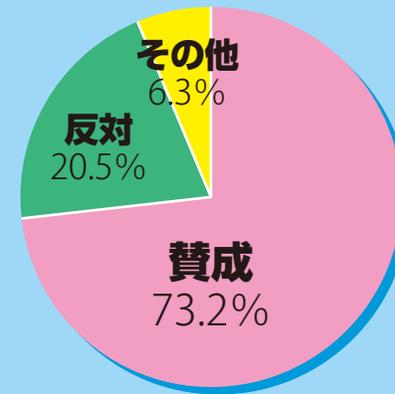
時期	経過
2016年11月～18年10月	武蔵野市自治基本条例(仮称)懇談会(有識者3名、公募市民2名、市議員2名、副市長2名)で検討
2018年2月	自治基本条例骨子案素案の公表 パブリックコメントの募集及び市民意見交換会の実施
2018年3月	自治基本条例骨子案に関する市民ワークショップ(テーマの1つが住民投票条例)
2019年9月	自治基本条例素案の公表 パブリックコメントの募集
2020年1月	自治基本条例案に関する市議会での議論(審査特別委員会による審査)
2020年3月	自治基本条例案が全会一致で可決
2020年12月	住民投票条例(仮称)検討委員会設置
2021年2月	住民投票条例(仮称)骨子案の公表 市議会議員との勉強会、パブリックコメントの募集、市議会各会派及び市職員からの意見聴取
2021年3月	市民意見交換会、無作為抽出の市民アンケートを実施
2021年6月	コミセンでの意見交換会
2021年8月	住民投票条例(仮称)素案の公表 パブリックコメントの募集、市民意見交換会、市議会各会派及び市職員からの意見聴取
2021年11月	素案への意見に対する市の考え方公表 第4回市議会定例会へ条例案を上程

1 市政に関する重要なテーマについて 住民が直接意思表示できる

市政に関する重要なテーマについて、市民から見て市長や議会の意思が違っていると考えられる場合に、投票により**市民の意思を明らかにし、市長や議会に示すことができます**。近隣の自治体の例で見ると、2013年に小平市で都市計画道路建設の是非を問う住民投票が行われています。

2 住民投票に参加できるのは、市内に3ヶ月以上定住する18歳以上の市民(外国籍市民も含む)

現在武蔵野では、約3,000名の外国籍の方々が住民登録を行い、他の市民同様に納税義務を果たしながら、コミュニティの一員として暮らしています。武蔵野市の第六期長期計画の中で掲げられた「多様性を認め合う支えあいのまちづくり」という目標に照らしても、こうした**外国籍の方々をまちづくりのパートナーから除外する理由はありません**。市が2,000名を対象に行った無作為抽出のアンケート(有効回答508件)でも、外国籍市民が住民投票資格を持つことに73.2%の市民が賛成をしています。



外国人市民を投票資格者に含めることについての市民意見(無作為抽出アンケート結果)

3 2ヶ月以内に投票資格者の1/4の署名を集めて請求すれば、議会の議決なしに投票が実施できる

従来の地方自治法に基づく住民投票の請求は、議会が可決しなければ実施されません。しかし武蔵野市の常設型住民投票条例の場合、**議会の議決を経ることなく住民投票ができます**。そのため、地方自治法では有権者の50分の1の署名で請求するのに対し、資格者の4分の1(約32,000人)と、**より厳しいハードルを設けています**。

4 投票資格者の1/2以上(約64,000人)の投票で成立し、その結果は市長・市議会により尊重される

住民投票の結果に法的な拘束力はありません。しかし、厳しいルールに則って実施された住民投票の結果を**市長と市議会**は**重く受け止めて尊重しなければなりません**。市は、賛否の得票率や全体の投票率など「投票結果全体」を尊重すべきものと説明しています。

成立、不成立にかかわらず
投票結果は公表されます



むさしの憲法市民フォーラム

2021年12月1日発行

むさしの憲法市民フォーラムは、1997年以来、毎年5月に手作りによる憲法記念行事を企画・実行してきた市民のグループです。また、社会の情勢に合わせ、学習会やニュースの発行なども行っています。(事務局：080-2340-8517)